

市第 113 号議案

第 9 期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・
認知症施策推進計画の策定

老人福祉法第20条の 8 第 1 項、介護保険法第 117 条第 1 項及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条第 1 項の規定に基づき、第 9 期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画を次のように定める。

令和 6 年 2 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

第 9 期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・
認知症施策推進計画

第 1 計画の考え方

1 よこはまポジティブエイジング計画の趣旨

(1) 計画の位置付け

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、老人福祉法第20条の 8 に基づく老人福祉計画と介護保険法第 117 条に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定することが市町村に義務付けられた、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の総合的な計画です。

また「認知症施策推進計画」は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条において市町村が策定するよう努めることとされた計画で、これら 3 つの計画を合わせて「よこはまポジティブエイジング計画」としています。

本計画は、第 8 期計画（令和 3 年度～ 5 年度）の終了に伴い、新たに第 9 期計画（令和 6 年度～ 8 年度）を策定したも

のです。

横浜市では、これまで増加傾向にあった総人口の減少が始まる中、令和 7 年（2025 年）にかけて、後期高齢者人口が急速に増加することが見込まれるとともに、その後も令和 27 年（2045 年）頃にかけて、高齢者人口が増加し続けることが見込まれています。そのため、医療、介護、生活支援などが必要になる市民がさらに増大することが予想されます。

これらの課題に対して「ポジティブ エイジング」を基本目標とし、歳を重ねることをポジティブに捉え、高齢者の皆様がいつまでも自分らしい暮らしができる地域をつくりたい、という思いの下、限られた社会資源の中で効率的・効果的な高齢者施策を実施し、老後に対する「不安」を「安心」に変えていきます。

本計画で推進する横浜型地域包括ケアシステムは、65 歳以上の高齢者を主な対象としていますが、2040 年を見据え、多くの市民が高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けて、あらかじめ準備・行動できるよう取り組んでいきます。

横浜型地域包括ケアシステムが目指す地域は、高齢者をはじめ、子ども、障害のある人など、多くの市民が共有することのできる地域共生社会の基盤の一つとなっていきます。そのため、横浜型地域包括ケアシステムを効果的に機能させていくために、高齢者福祉分野だけでなく、多分野での連携・協働を一層進めていきます。

(2) 計画の期間

本計画の計画期間は令和 6 年度（2024 年度）から令和 8 年

度（2026年度）までの3年間です。

(3) 計画の評価・点検

本計画では、被保険者数や要介護認定者数、サービスの利用状況について、令和6年度から令和8年度までの3年間の見込み量を定めるとともに、計画全体の達成状況を把握するための成果指標や事業量を独自に設定しています。

計画の推進に当たっては、PDCAサイクルを活用して、年度毎に各施策の実施状況や目標の達成状況を振り返り、計画の進捗状況进行评估するとともに、達成状況を踏まえた課題の検証・分析を行い、次年度以降の取組に生かしていきます。

また、これらの評価・点検の実施に当たっては、介護保険運営協議会で報告、審議するとともに、その過程を一般に広く公開することとします。

2 横浜市の高齢者を取り巻く状況

今後の課題

(1) 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

主な課題

新型コロナウイルス感染症の影響等により、地域活動等を行っている高齢者の割合が減少しており、通いの場等のさらなる充実や、コロナ禍で停滞した地域活動等の再開に向けた支援が必要です。

(2) 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

主な課題

地域包括支援ネットワークが構築されている割合が低下し

ており、引き続き、区役所、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所の連携を支援する必要があります。

(3) ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

主な課題

介護老人保健施設の在宅復帰率が向上しない要因として、入所者及び家族等が在宅復帰よりも施設での入所継続を希望するといった事情等も関係していることが高齢者実態調査から見えてきました。調査結果を踏まえ、介護老人保健施設の多様な役割に合わせた支援を引き続き行います。

(4) 安心の介護を提供するために

主な課題

介護職員の離職率の低減に向けて、国の制度と連動した処遇改善を進めます。また、介護現場の業務効率化や職員の負担軽減等を目的としたICT、介護ロボット等の導入・活用支援など、様々な取組を通じて、人材の確保・定着支援・専門性の向上、介護現場の業務改善（生産性向上）を図っていくことが必要です。

(5) 地域包括ケアの実現のために

主な課題

高齢者実態調査の結果、人生の最終段階に向けた意思表示をしている人の割合が低下しており、エンディングノートやもしも手帳など、本人の自己決定支援に係る取組の普及啓発が必要です。

(6) 自然災害・感染症対策

主な課題

高齢者施設等において、業務継続計画（BCP）の策定が義務付けられましたが、令和 4 年度時点の策定率が低く課題となっています。各事業所がスムーズに策定できるよう支援することが必要です。

(7) 認知症施策の推進

主な課題

認知症にとっても関心がある人の割合が低下しており、引き続き、認知症施策について充実を図りつつ、高齢者をはじめとした市民への普及啓発を拡充する必要があります。

若年性認知症支援コーディネーターを中心に、相談支援の充実や連携体制の構築、居場所の拡充をさらに進める必要があります。

3 計画の基本目標と横浜型地域包括ケアシステム

(1) 横浜型地域包括ケアシステム～2025年・2040年を見据えた中長期的な将来像～

目指す将来像

地域で支え合いながら、医療や介護が必要になっても安心して生活でき、高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができる。

(2) 第 9 期計画の基本目標

基本目標

ポジティブ エイジング～誰もが、いつまでも、どんなときも、自分らしくいられる「横浜型地域包括ケアシステム」を社会全体で紡ぐ～

第 2 計画の具体的な展開

1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開

(1) 自分らしい暮らしの実現に向けて

高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けてあらかじめ準備・行動できるように、市民意識の醸成に取り組みます。

高齢期のライフステージに応じた切れ目のない相談体制を構築するとともに、各種申請手続のオンライン化など、市民の利便性向上を図ります。

ア 高齢期の暮らしに必要な情報の発信と啓発～ヨコハマ未来スイッチプロジェクト～

施策の方向性

高齢期の暮らしに対する「不安」を「安心」に変えられるよう、多くの市民が高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けて、あらかじめ準備・行動することの大切さを実感できるような広報・啓発に取り組みます。

イ 相談体制の構築と市民の利便性向上

施策の方向性

高齢期のライフステージに応じた切れ目のない相談体制を構築するとともに、各種申請手続のオンライン化など、市民の利便性向上を図ります。

(2) いきいきと暮らせる地域づくりを目指して

地域との協働を基盤に、介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援を一体的に進めることで、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、つながり・支え合う地域づくりを進めます。

高齢者になる前からの、健康維持や地域活動等の社会参加の機会を充実します。

ア 介護予防・健康づくりと自立支援

施策の方向性

高齢者の医療、介護、保健データを活用した、効果的な介護予防施策・事業の立案に取り組みます。

また、高齢者が積極的に介護予防や健康づくりに取り組み、身近な地域につながるができるよう「一人ひとりの健康課題に応じたフレイル対策」と「高齢者の誰もが参加できる、通いの場等が充実した地域づくり」を推進します。

イ 社会参加

施策の方向性

高齢者がこれまでに培った知識・経験を生かし「地域を支える担い手」として活躍できる環境の整備を進め「活力のある地域」を目指します。また、社会参加を通じて、介護予防・健康づくりにつながる仕組みづくりを推進します。

ウ 生活支援・助け合い

施策の方向性

高齢者一人ひとりができることを大切にしながら暮らし続けることができるよう、地域住民、ボランティア、NPO法人及び民間企業など多様な主体が連携・協力し、必要な活動やサービスが得られる地域づくりを推進します。

エ 地域づくりを支える基盤

施策の方向性

地域包括ケアシステムの推進に向けて、地域づくりの中

心的な役割を担う地域ケアプラザ等の機能強化を図ります。

- (3) 在宅生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して医療や介護が必要になっても、地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅生活を支える医療、介護、保健・福祉の充実を図ります。

医療と介護の連携など、多職種連携の強化を進め、一人ひとりの状況に応じた必要なケアを一体的に提供することができる体制を構築します。

ア 在宅介護

施策の方向性

可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅生活を支えるサービスの充実とともに、特に24時間対応可能な地域密着型サービスの整備・利用を推進します。

イ 在宅医療

施策の方向性

医療や介護が必要な場面に応じて適切なサービスが提供できるよう、在宅医療連携拠点を軸とした医療と介護の連携強化と、人材の確保・育成等の在宅医療提供体制の構築を推進します。

また、在宅医療の市民理解促進のため普及啓発を進めます。

ウ 保健・福祉

施策の方向性

一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯、認知症高齢者の増加

に対し、地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を適切に把握し相談につながるよう、地域ケアプラザの機能強化、高齢者の権利擁護、見守り合う体制づくり等に取り組みます。

エ 医療、介護、保健・福祉の連携

施策の方向性

利用者の状況に合わせて適切な支援ができるよう、医療、介護、保健・福祉の専門職等が連携した一体的なサービスの提供体制を推進します。

また、多職種間や地域との連携を強化するとともに、包括的・継続的なケアマネジメントを推進します。

(4) ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

日常生活に支援や手助けが必要になっても、一人ひとりの状況に応じた選択が可能となるように、必要な施設や住まいを整備するとともに、特別養護老人ホームの待機者対策を強化します。

自分らしい暮らしの基礎となる施設・住まいに関する相談体制を充実し、一人ひとりの状況に応じたサービスを選択できるよう支援します。

ア 個々の状況に応じた施設や住まいの整備・供給

施策の方向性

要介護者から要支援者等まで、利用者のニーズに対応した施設や住まいを整備します。

イ 相談体制や情報提供の充実

施策の方向性

高齢者施設や住まいに関する総合相談窓口である「高齢者施設・住まいの相談センター」などにおいて、専門の相談員がきめ細やかな相談対応や情報提供を行います。

(5) 安心の介護を提供するために

増大する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に提供するため、①新たな介護人材の確保、②介護人材の定着支援、③専門性の向上、④介護現場の業務改善（生産性向上）を4本の柱として総合的に取り組みます。

ア 新たな介護人材の確保

施策の方向性

高校生や介護職経験者、外国人など様々な人材層を対象とした支援を充実させ、介護職員の確保に取り組みます。また、小中学生を対象に介護の仕事と魅力を紹介するなど、将来の介護人材の確保につなげていきます。

イ 介護人材の定着支援

施策の方向性

働きやすい職場づくりや介護職員の負担軽減等を行い、介護職員の定着支援を推進します。

ウ 専門性の向上

施策の方向性

介護現場の中核を担う人材の育成、専門性向上のための研修の実施、多職種連携による情報の共有など、介護人材の専門性を高める取組を推進します。

エ 介護現場の業務改善（生産性向上）

施策の方向性

I C T ・介護ロボット等の導入支援や各種様式の標準化等により、介護職員の負担軽減を図り、介護現場の業務改善（生産性向上）を推進します。

(6) 安定した介護保険制度の運営に向けて

持続可能な制度運営に向けて、介護サービスの適正化や質の向上を図ります。

高齢者施設等における、災害や感染症などの緊急時に備えた体制を整備し、対応力を強化します。

ア 介護サービスの適正化・質の向上

施策の方向性

介護サービスを必要としている人が質の高いサービスを受けられるよう、適正な事務の実施や事業所の評価、指導・監査体制の強化を図ります。

イ 緊急時に備えた体制整備

施策の方向性

地震、風水害、感染症など、地域や施設での生活環境へのリスクの高まりに対して、事前の備えを充実させるとともに、緊急時の対応力を強化します。

2 認知症施策推進計画の施策の展開

認知症の人を含めた一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、お互いに人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現が求められています。このため、認知症施策推進計画では、より多くの人々が認知症を我が事と捉え、周囲や地域の理解と協力の下、認知症の人が希望を持って前を向き、力を生かしていくことで、住み慣れた地域の中で尊厳を保

ちながら自分らしく暮らし続けることができる社会を目指します。

(1) 正しい知識・理解の普及

施策の方向性

認知症の人やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症に関する正しい知識の普及を進め、認知症への社会の理解を深めます。

(2) 予防・社会参加

施策の方向性

認知症の人やその家族が社会から孤立せず、継続的に社会とつながることができる取組を推進します。

(3) 医療・介護

施策の方向性

認知症の人やその家族、周囲が認知症に気づき、早期に適切な医療や介護につなげることにより、本人や家族がこれからの生活に備えることができる環境を整えます。また、医療従事者や介護従事者等の認知症への対応力の向上を図ります。

(4) 認知症の人の権利

施策の方向性

認知症の人の視点を踏まえながら、家族や地域、関わる全ての人々が認知症の人の思いを理解し、安全や権利が守られるよう、施策を推進します。

(5) 認知症に理解ある共生社会の実現

施策の方向性

様々な課題を抱えていても、一人ひとりが尊重され、本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めます。また、若年性認知症の人やその家族が相談でき、支援を受けられる体制をさらに推進します。

提 案 理 由

老人福祉法第20条の8第1項、介護保険法第117条第1項及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条第1項の規定に基づき、第9期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画を策定したいので、横浜市議会基本条例第13条第3号の規定により提案する。

参 考

老人福祉法（抜粋）

（市町村老人福祉計画）

第 20 条の 8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

（第 2 項から第 10 項まで省略）

介護保険法（抜粋）

（市町村介護保険事業計画）

第 117 条 市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

（第 2 項から第 13 項まで省略）

共生社会の実現を推進するための認知症基本法（抜粋）

（市町村認知症施策推進計画）

第 13 条 市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）は、基本計画（都道府県計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県計画）を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画（次項及び第 3 項において「市町村計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

（第 2 項及び第 3 項省略）